

## 第1条 BizSTATION 依頼人名文字付加サービス利用規定

1. BizSTATION 依頼人名文字付加サービス(以下「Biz 依頼人名文字付加サービス」といいます。)とは、BizSTATION 総合／給与振込サービス(BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める BizSTATION サーバ接続サービスおよび BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定める円預金サービス「総合／給与振込」を含みます。以下同じです。)をお申込のお客さまが BizSTATION 利用規定に定める総合振込取引および給与賞与振込取引ならびに BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定める総合振込取引および給与賞与振込取引(以下「振込取引」といいます。)において、振込依頼人名にお客さまの指定した文字を付加して振込を行うことができるサービスのことをいいます。
2. Biz 依頼人名文字付加サービスの利用にあたっては、本 BizSTATION 依頼人名文字付加サービス利用規定(以下「Biz 依頼人名文字付加サービス規定」といいます。)および BizSTATION 利用規定(ただし、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定めるサーバ接続サービスに関しては BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定とし、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定める円預金サービス「総合／給与振込」に関しては BizSTATION 利用規定および BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定とします。)を適用するものとします(BizSTATION 利用規定または BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に規定された「本サービス」に Biz 依頼人名文字付加サービスが含まれるものとします。)。なお、Biz 依頼人名文字付加サービス規定と BizSTATION 利用規定または BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定が抵触する場合には、Biz 依頼人名文字付加サービス規定が優先されるものとします。

## 第2条 サービスの内容

1. Biz 依頼人名文字付加サービスは、当行所定の企業コードを指定した振込取引が対象となります。
2. 前項における振込取引に対して、当行所定箇所の入力内容を「付加情報」として取り扱い、第4条によりあらかじめ届け出のあった文字付加方法で、当行所定の方法により文字付加します。
3. 付加情報として入力可能な文字は「半角カナ大文字」「半角英大文字」「半角数字」です。付加情報に入力可能文字以外がある場合は、当行所定の方法で加工、変換いたします。なお、依頼人名の桁(文字)数および受取人における振込の確認手段によっては、付加情報の全部または一部が表示されないこともあります。

## 第3条 利用手数料

Biz 依頼人名文字付加サービスの利用にあたっては、Biz 依頼人名文字付加サービス利用手数料および消費税をいただきます(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)。手数料金額につきましては、当行所定のものといたします。この場合、当行は Biz 依頼人名文字付加サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、代表口座から当行所定の日に自動的に引落します。Biz 依頼人名文字付加サービス利用手数料および消費税が引落せなかった場合、当行は引落せなかった額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落すものとします。

## 第4条 利用申込・サービスの取止め

1. Biz 依頼人名文字付加サービスは、BizSTATION 総合／給与振込サービスをご利用またはお申込のお客さまのみ申込みます。
2. Biz 依頼人名文字付加サービスの利用を申込される方は Biz 依頼人名文字付加サービス規定・BizSTATION 利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。
3. 当行は、お客さまのお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、Biz 依頼人名文字付加サービスのお申込を承諾しないことがあります。
4. お客さまは、当行所定の方法により Biz 依頼人名文字付加サービスを取止めることができます。この場合、BizSTATION 総合／給与振込サービスは引き続きご利用になれるものとします。
5. BizSTATION 総合／給与振込サービスを取止める場合は、Biz 依頼人名文字付加サービスも取止めるものとします。

## 第5条 当行からのサービス取止め・サービス廃止

1. 当行は、お客さまについて次に定める事由の一が生じた場合には、事前に何らの通知・催告を要することなく Biz 依頼人名文字付加サービスを取止めできるものとします。
  - (1)当行所定の一定期間のご利用がないとき。
  - (2)お客さまが Biz 依頼人名文字付加サービスの契約に違反したとき。
2. BizSTATION 利用規定第 19 条その他の事由により BizSTATION の契約が解約された場合(ただし、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める BizSTATION サーバ接続サービスについては BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第 22 条その他の事由により BizSTATION サーバ接続サービスの契約が解約された場合)には、Biz 依頼人名文字付加サービスも当然に取止めになります。
3. Biz 依頼人名文字付加サービスは、3 ヶ月前に相手方に通知することにより、当事者の一方の都合で取止めすることができます。

## 第6条 関係規定の適用

Biz 依頼人名文字付加サービス規定および BizSTATION 利用規定または BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

## 第7条 サービス内容または規定の変更

当行は、Biz 依頼人名文字付加サービスまたは Biz 依頼人名文字付加サービス規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

## 第8条 免責事項

当行は、Biz 依頼人名文字付加サービスによる取引依頼であることを相応の注意をもって確認して取り扱ったうえは、振込先銀行の都合により、付加情報または依頼人名について発信した内容の一部が振込先の通帳等に表示されない場合を含め、付加情報の内容が原因で生じた損害については責任を負いません。

## 第9条 補則

1. 旧 UFJ 店の口座をお持ちの方向け法人インターネットバンキング・U-LINE Web シリーズの依頼人名文字付加サービスをご利用の場合、当行所定の日より Biz 依頼人名文字付加サービスがご利用になれるものとします。

2. 前項にあたっては、U-LINE 依頼人名文字付加サービス特約書の内容に基づき、U-LINE 依頼人名文字付加サービス利用申込書 兼 手数料引落依頼書を以って、当行所定の日から Biz 依頼人名文字付加サービスの利用を申込んだものとし、あらたな当行所定の書類提出は不要とします。
3. 当行は、U-LINE 依頼人名文字付加サービス利用申込書 兼 手数料引落依頼書および特約書に記載された内容を元に、U-LINE Web シリーズの依頼人名文字付加サービスに準じた Biz 依頼人名文字付加サービスがご利用いただけるよう、当行所定の方式により必要な各種項目を設定します。U-LINE Web シリーズの依頼人名文字付加サービスご利用者が Biz 依頼人名文字付加サービスをご利用されるにあたっては、これらの項目設定ならび Biz 依頼人名文字付加サービス規定をご了承されたものとします。

以上